

○公 告

遺失物売却の一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札に付する。  
令和8年3月6日

愛媛県四国中央警察署長

- 1 入札に付する事項
  - (1) 競売物件  
収入印紙外 計257点
  - (2) 入札方法  
地方自治法施行令に定める一般競争入札
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 愛媛県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でない者であること。  
※ 資格に関する「誓約書」を入札当日提出
- 3 入札の場所  
四国中央警察署 4階大会議室
- 4 入札の日時  
令和8年3月17日(火)午前11時00分から（開場時間 午前10時00分）
- 5 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- 6 契約条項等を示す場所及び照会先  
四国中央警察署会計課  
四国中央市三島中央5丁目4番20号  
電話 0896-24-0110 内線233
- 7 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- 8 契約保証金  
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- 9 契約書作成の要否  
不要
- 10 入札書の提出方法  
入札場所で直接提出する。
- 11 落札者の決定方法  
愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- 12 代金の納付  
全額即納
- 13 その他
  - (1) 筆記用具、印鑑（インキ使用のネーム印は不可）及び現金を必ず持参すること。
  - (2) 適格請求書（インボイス）は、交付を求める者に発行する。